

# 資産の総合評価シート

施設名	児童相談所	施設所管課	こども未来局こども未来部こども家庭支援課	評価番号	28-3
-----	-------	-------	----------------------	------	------

## 1 分析結果

### (1) データ評価結果

評価指標	①建物性能	②利用度	③運営コスト
対ベンチマーク	○	—	—

#### 【まとめ】

- ・①建物性能に大きな課題はなかった。
- ・②利用度、③運営コストは、類似施設がないことから、「利用度」、「運営コスト」の相対評価は実施せず、建物性能についてのみ評価を実施し、総合評価を行うこととした。

### (2) 現用途の需要見通し

#### ①利用実績の検証

H4年4月、政令指定都市移行に伴い、現用地に仮施設（軽量鉄骨造り2階建）開設。

H9年7月、児童に対して、生活面・教育面からの指導を連携して行うとともに、利便性を向上させるため、養護教育センターとの複合施設として開設。

#### 1 H27年度の利用状況

(1) 相談件数 4,702件（前年度 4,413件）【前年比 107%】

・相談内容は、障害相談が約5割で、次いで養護相談が約3割を占める。障害相談のうち、約5割は知的障害相談である。

・相談内容の特性などから、年齢別では小学生以下が約6割となっている。

・月別では、特別児童扶養手当の継続受給のための再診断の実施等の時期に相談件数が多い傾向がある。

#### (2) 一時保護

・年間延べ在所人数 10,433人（前年度 8,993人）【前年比 116%】

・一時保護受付をした子どもの相談種別ごとの内訳は、養護（養育困難・養育者不在・家族間調整・虐待など）が約8割、非行が約2割である。

・年齢別では、一時保護受付をした子どもの約5割が小学生以下である。

#### (3) その他

・電話相談受付や里親等の委託、虐待通告受付及び相談対応、児童福祉司による調査・指導を実施。

・心理判定員、言語聴覚士、医師、理学療法士などの専門職員による各種診断及び判定（総合診断）に基づいて必要な援助を実施。その結果、継続指導開始となった児童には、継続的にカウンセリング、心理療法、言語訓練等を実施。

・医学診断、心理診断等の結果に基づき、知的障害児の療育手帳に係る判定（障害の有無、障害程度等）について検討する。障害程度の確認（再判定）は、原則として2年毎に行う。

・1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導を実施。

#### 2 利用状況の推移（H23～H27年度）

・相談件数は、増加傾向。

（H23年度：3,762件 → H27年度：4,702件）

・一時保護の年間延べ在所人数は、増加傾向。

（H23年度：7,763人 → H27年度：10,433人）

#### 3 運営コスト

・利用料金は無料であり、利用に伴う市の歳入はない。

・一時保護所の居室不足に伴い、H19年度に増築・改築・大規模修繕を実施し、女子個室を整備した。

・その後、さらに保護人員が増加したため、H28年に所庭に学習室（軽量鉄骨造）を設置し、学習室を居室に改修する工事や児童相談所棟の空調設備修繕等工事を行っている。（合計 約1億1,000万円）

②将来の人口動態などを踏まえた利用状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的には、児童人口の減少に伴い相談件数や利用者数が減少する可能性がある。</li> <li>・ただし、過去の利用状況を見ると児童人口の推移とは比例しておらず、長期的な利用動向については、家庭環境の多様化等、児童人口以外の社会的要因を複合的に検証する必要がある。</li> </ul>
③将来における効率性の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数が減少した場合、施設利用の効率性が低下する。</li> </ul>

#### 【まとめ】

- ・相談件数や一時保護人数は増加傾向である。
- ・一時保護所の年間延べ在所人数の増加に伴い、居室が不足しているため、H28年度に改修工事を行っている。
- ・長期的には、児童人口の減少に伴い相談件数や利用者数が減少する可能性があるが、家庭環境の多様化等、児童人口以外の社会的要因を複合的に検証する必要がある。

#### (3) 公共施設再配置

①検討すべき再配置パターン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教育センターとの複合施設である。</li> <li>・概ね1km圏内には、稲毛海浜公園、花の美術館（三陽メディアアワーミュージアム）、療育センター、こころの健康センター、高浜公民館、小中学校など、多くの公共施設が立地している。</li> <li>・一時保護所の居室不足が発生しているなど空きスペースはない。</li> <li>・残耐用年数や施設特性を踏まえると、直ちに再配置することは難しい。</li> </ul>
②留意すべき制約条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法により、都道府県、政令指定都市に設置義務が課されており、原則として一時保護所を設置するものとなっている。</li> <li>・一時保護所に必要な設備等（児童居室等）の基準が定められている。</li> <li>・一時保護所は、24時間体制で外部からの不当な侵入を防止し、児童の安全を確保する必要がある。</li> </ul>

#### 【まとめ】

- ・児童福祉法により、設置義務が課されている。
- ・周辺には多くの公共施設は立地しているものの、残耐用年数や施設特性を踏まえると、直ちに再配置することは難しい。

#### (4) 資産の立地特性

①重視すべきエリア・資産の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域（第一種中高層住居専用地域）である。</li> <li>・JR稲毛海岸駅より徒歩15分又はバス下車徒歩約3分。</li> <li>・周辺は団地を中心とした住宅街である。</li> <li>・養護教育センターとの複合施設であり、本施設を廃止しても、建物の除却はできない。</li> </ul>
②公共としての活用ポテンシャル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設が集積している街区であり、活用ポテンシャルは高い。</li> </ul>
③外部転用のポテンシャル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境や用途地域から、マンションなど集合住宅としての活用が見込まれる。</li> </ul>

#### 【まとめ】

- ・公共施設が集積している街区であり、公共としての活用ポテンシャルは高い。また、外部転用については、周辺環境や用途地域（第一種中高層住居専用地域）から、マンションなど集合住宅としての活用が見込まれる。

## 2 総合評価

評価結果	
継続利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法により、設置義務が課されている。</li> <li>・建物性能に課題はない。近年は、一時保護所の居室不足に伴い、改修工事等を行うなど、需要に対応するため、規模を拡充している。</li> <li>・家庭環境の多様化等により、相談件数や一時保護人数が増加しており、今後も需要は継続することが見込まれる。</li> </ul>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所は、児童居室等の設備が必要であるとともに、24時間体制で外部からの不当な侵入を防止し、児童の安全を確保する必要がある。</li> </ul>
⑪継続（計画的保全対象）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上により、本施設は計画的保全対象施設として、必要な保全を行い、長寿命化を図る。</li> </ul>